陳情第７２号	受理年月日	平成２６年１０月２１日
付託委員会	教育水道委員会	
陳　情　者	八幡東区清田四丁目９－９ 　町内会長　平田　光保	
件　　名	八幡東ニュータウン調整池の清掃・しゅんせつ作業の実施について	

要　旨

　平成４年３月に完成した八幡東区清田四丁目町内にある調整池は、現在、樹木が繁茂し、調整池としての機能を果たしていない。

　また、同町内は山路一丁目地区よりも高台にあることから、大雨による山路一丁目地区への土砂災害の発生も心配である。

　調整池の管理は、町内の造成・開発時の施主である北九州市と施工先である大阪開発との調整が不明なまま現在に至っている。国の宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアルによれば、新規の流出抑制施設の管理者は地方公共団体であると記載されていることから、町内としては、本調整池は北九州市の管理地であると判断している。

　ついては、町内及び地域の安全・安心のため、早期に清掃・しゅんせつ作業を実施していただきたい。